

●香川県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和4年11月11日から同年12月1日まで一般の縦覧に供する。

令和4年11月11日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 津田引田線（122号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市松原字新川1153番 17地先から 東かがわ市松原字新川1159番 6地先まで	5.8~16.1	20	令和3年1月26日付け香川県告示第31号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 令和4年11月11日